

# 国際的な資質を育成する小中一貫型社会科学習 (2)

## —リーガルリテラシーの視点から—

柳生 大輔 梅野 栄治 棚橋 健治 木村 博一

### 1. はじめに

現代社会は、国際化・高度情報化が急激に進み利害関係が複雑に絡み合い、問題解決が単純ではない社会である。今自分が既成している知識の理解だけでは、目の前の社会事象や今後起こるであろう社会事象を捉えることは難しくなってくる。そのような中で、社会科は、社会の変化に適応し、平和的な社会を築くことができる人材を育成していかなければならない。国際化や情報化が進展する現代社会においては、自己の思考をより科学的なものへと再構成し、自分なりに知識を構造化していく習慣や能力を身につけていく必要がある。また、思考力や適切な判断力を持ち、他者・多国との価値観の違いを認め、お互いの関係を平和的に形成する資質も必要になる。21世紀を担う国際的な資質を有する子どもの育成を射程に入れて研究を行っていく。

### 2. 研究の目的・方法

#### (1) 法教育の目的

私たちの日常生活における行動の大部分が、何らかの「法」に基づいて行われている。そのような中で、そもそも「法」がなぜ必要なのか、より良い「法」を作るにはどうすればよいのか、などを根本原理から理解し、それに基づいて主体的に正しく行動できるようになるための教育を行うことは、児童・生徒にとって非常に有意義なことである<sup>1)</sup>。法教育において重要なことは、単なる法的知識の習得ではなく、その背後にある法的価値観・感覚の修得にある。ただし、そのような価値観、感覚といったものはすぐに身につくものではない。だから、遅くとも小学

校段階から、法教育を提供していくことが望まれる<sup>2)</sup>。日本において民主主義が健全に機能する社会を実現していくためにも、国民一人ひとりが身のまわりの問題を自律的に解決する能力を身につける必要があるが、そのためにも、法教育は非常に重要な役割を果たす。法教育の目的は、「法の基礎にある考え方を理解させ、社会に生起する多様で具体的な問題を主体的に公正かつ妥当に解決していくための知識、技能、意欲を持った理想的市民の育成」であると言える<sup>3)</sup>。本研究を実践することで、他者の異なる意見に耳を傾け、具体的な根拠を挙げて議論できるようになり、同時に自由や平等、公正さといった基本的価値に留意しつつ、関連する法制度や具体的な問題を理解・評価できるようになると考える。

#### (2) 研究の方法

国民の権利を知識として知るだけでは、身近な社会的課題を効率、公正に解決する能力の向上には繋がらない。法教育の目的が、自分の実生活の中での課題を解決するための知識と技能を身につけることでもあるので、できるだけ学習者の実生活に密着した具体的な場面を設定し、子どもの発達段階に応じた教育を行わなければならない<sup>4)</sup>。そして、その場面で各自が原理原則に照らしてどう考え、どう判断するのかという思考過程並びに、判断するに至った理由に焦点をあてながら、小集団学習と教師・生徒間の双方向型学習を組み合わせながら授業を展開するものとする。なお、授業中の生徒の活動の様子や生徒のまとめたワークシートの記述内容をもとに、研究の成果を分析した。

### 3. 実践事例 1

#### (1) 単元名

町の未来について考える～鞆の浦埋立て架橋計画問題の事例から～（第6学年）

#### (2) 単元について

本実践では、2016年2月16日に正式撤回された鞆の浦埋立て架橋計画を教材化し、環境と法を関連させた単元を開発した。単に埋立て架橋に賛成か反対か議論するだけに留まらず、判決の意図を考えたり、判決に対する自分の考えを明らかにしたり、自分と異なる考えに寄り添って考えたりすることを通して、本研究が目指すリーガルリテラシーの素地を育成することを目指している。

#### (3) 単元の目標及び指導計画

##### ①単元の目標

広島県福山市鞆町にある県道バイパス建設計画の是非をめぐる議論や論争を学習することを通して、よりよい社会を築くためには、自分の考えと違う立場の人の考えに寄り添い、互いの考えを認め合いながら議論を深め、新たな考えを構築することの必要性に気づくことができる。

##### ②指導計画（全4時間）

第1次 鞆の浦埋立て架橋計画のについて考える（2時間）

第1時 鞆の浦埋立て架橋計画とは？

第2時 架橋計画に賛成？反対？

第2次 鞆の浦埋立て架橋計画差し止めについて考える（2時間）

第1時 裁判所の判断は？

第2時 裁判所の判断について考える

#### (4) 授業の概要

①第1次 第1時 鞆の浦埋立て架橋計画とは？

##### 【本時の目標】

鞆の浦埋立て架橋計画問題における、賛成側、反対側双方の主張や、鞆町が抱える生活問題や、鞆の浦の景観の価値について知る。

まず、パワーポイントで鞆の浦を紹介するスライドを提示し、鞆の浦が全国的にも風光

明媚な歴史のある港町として知られていることを紹介した。

次に、鞆の浦がかかえる生活問題（慢性的な渋滞、道幅の狭さ等）を、写真や地図を提示しながら紹介した。実際に鞆の浦を訪れたことがある子どもたちからも、「確かに道幅がせまかった。」「渋滞でなかなか車が進まなかった。」などの体験談を聞くことができた。

そして、これらの生活問題を解決するための案として、広島県が鞆の浦の港の一部を埋立て、橋を架ける計画を立てた経緯を説明した。最後に、鞆の浦埋立て架橋計画をめぐる、住民だけでなく全国の人々を巻き込んだ論争が生まれ、賛成派、反対派双方の主張を紹介し、この問題に対する自分の考え（賛成か、反対か）をノートに書かせ、本時を終えた。

②第1次 第2時 架橋計画に賛成？反対？

##### 【本時の目標】

鞆の浦埋立て架橋計画問題について賛成か反対か自分の立場を明確にして議論し、互いの主張を理解する。

鞆の浦埋立て架橋計画について、賛成派14名、反対派20名に分かれて議論した。賛成側、反対側の双方の主張は次の通りである。

反対派、賛成派の意見が活発に飛び交う議論となったが、ここでは、2つの意見について、切り返し発問をした。

1つ目は、「鞆の浦を愛しているからこそ、橋を架けない」という意見に対し、「じゃあ、橋を架けることに賛成の住民は、鞆の浦を愛していないの？」と切り返した。すると、「賛成派の住民もやっぱり鞆の浦を愛している。愛しているからこそ、橋を架けてより住みやすい町にしたいんだと思う。」という発言があったため、賛成派も反対派も鞆の浦を愛する気持ちは同じだということをおさえた。

2つ目は、「困っているなら、住む場所を変えればいい。住みたい人だけが住めばいい。」という意見に対し、「そんなこと簡単にできる？」と切り返した。これに対して、「簡単に故郷をすてられない。お金も人手もいるから簡単にはできない。」という発言があった。この発言を肯定的に受け止めつつ、実際

には、鞆の浦の人口は減少していること、高齢化が進んでいることをおさえた。

議論が進む中で、一人の子どもから「住民は反対派、賛成派どっちが多かったの？」という質問があったため、賛成派が65%、反対派が21%と掲載された読売新聞（2009年4月22日）の記事を提示した。すると、子どもたちからは、「裁判では賛成派が勝ったんだね。」という声が多く聞かれたが、ここではそのことには触れず、本時を終えた。

〈架橋計画賛成派の主張〉

- ・景色を守ることはいいことだが、住んでいる人は不安…。(渋滞、事故)
- ・救急車等がスムーズに通れるのか？  
→景観よりも命が大事。
- ・実際に行ってみると、確かに道が狭い。
- ・橋ができれば、橋からの風景も楽しめる。  
→観光客も増える。
- ・福山市は、景観に配慮して橋を架けると言っている。
- ・住民はずっと困っていた。だから橋が必要だ。

〈架橋計画反対派の主張〉

- ・橋を架けることで、鞆の浦らしさがなくなってしまう。鞆の浦を愛している。
- ・橋はどこにでもある。橋ができれば観光客が減ってしまう。
- ・住んでいる人たちは不便でもいい。
- ・橋を架ければ漁業にも影響がある。
- ・映画を見て訪れた人ががっかりする。
- ・景観を残せば観光客が増え、世界遺産になるかもしれない。
- ・もともと住民はそんなに困っていなかったのではないか。→困っているなら、住む場所を変えればいい。住みたい人だけが住めばいい。

②第2次 第1時 裁判所の判断は？

【本時の目標】

賛成派の住民が65%、反対派の住民21%だったにもかかわらず、広島県に埋立て架橋工事の免許差し止めの判決を下した、裁判所の判断理由について考える。

まず、前時までの学習を想起させ、改めて、住民の賛成派が65%、反対派が21%、慎重派（どちらとも言えない）が37%であったことを確認した。次に、「この結果を受けて、きみたちが裁判官なら橋を架けることを認め

る？」と問うと、3分の2以上の子どもたちが、「認める」と答え、更に理由を問うと、認めると答えた子どもたちの全てが「賛成派が多いから。」と答えた。そこで、裁判所が下した判決（鞆の浦埋立て架橋計画正式撤回）について掲載された中国新聞（2016年2月16日）の記事を提示した。記事を読んだ子どもたちからは、「え？なんで？」と疑問に思う声が聞こえてきた。そこで、学習課題を「住民の賛成派65%だったのに、なぜ裁判所は、橋を架けることを認めなかったのか考える。」とした。子どもたちから出された意見は次の通りである。

- ・住民のくらしよりも、景観を守ることの方が大事だと判断した。
- ・一度景観を破壊したら、二度と戻らないから。
- ・和歌山の和歌浦のように、橋を架けることで観光客が減ってしまうと考えた。
- ・橋を架けることを認めてしまうと、他にも景観を壊して、橋を架けようとする町が出てくるかもしれないから。
- ・宮崎駿さんや大林宣彦さんのような有名な方も反対していたからじゃないかな。
- ・住民は21%しか反対していなかったけど、全国から10万人もの反対の署名が集まったから。

「有名な方も反対していたから。」という意見に対し、「有名と有名じゃないとかそんなことでは、裁判所は判断しないと思う。」という発言があった。そこで、「じゃあ、裁判所が判断するとき、どんなことを大切にしていると思う？」と問うと、「やっぱり人数だと思う。」「住民は賛成派が多かったけど、全国には反対派の人がたくさんいた。」という答えが返ってきた。更に、「住民以外の意見を聞く必要があるの？」と切り返すと、「住民の意見は大事だけど、やっぱり多くの人の意見を聞くことも大事だと思う。」「もし橋を架けるとしたら、みんなの税金が使われるから住民以外の意見も大事にしないとイケない。」などの答えが返ってきた。

最後に、裁判所は住民の方の意見だけでなく、様々な立場の人の意見を聞いて、公平に判決を下しているということをおさえ、本時を終えた。

③第2次 第2時 裁判所の判決について考える

### 【本時の目標】

鞆の浦埋め立て架橋計画の正式撤回について自分の考えをもち、賛成側だった住民の立場に寄り添って、これからの在り方について考える。

まずは、鞆の浦埋め立て架橋計画の正式撤回という結果について、どう考えるか問うと、ほぼ100%結果に満足という子どもが2名、結果には納得しているがすっきりしないという26名、やはり結果には納得できないという子どもが6名であった。それぞれの理由は次の通りである。

(結果にほぼ100%結果に満足している)

- ・景観は守られたから、観光客も増える。景観は一度破壊すると元には戻らない。

(結果に納得しているがすっきりしない)

- ・確かに景観は大切。しかし、住民の声ももっと聞くべき。鞆町の生活問題は何も解決できていない。住民は困っているまま。

(結果には納得できない)

- ・町づくりの主人公は住民であるはず。橋を架ける方が住民のためになる。景観よりも生活や命が大切。

次に、「きみたちが賛成派の住民だったら、このままでいいの？」と問うと、「もう一度裁判を起こせばいい。」という答えが返ってきた。その発言を肯定的に受け止めつつ、「じゃあ、他にできることはないかな？」と切り返した。すると、「反対派の人と一緒に、賛成派、反対派の両方が納得できる別の案を考える。」「若い人を呼ぶために鞆の浦のPR活動をする。」などの意見が出た。更に、「新たな案を考えるだけでいいの？」と切り返すと、「考えた案を国や県、市へ要望として提出すればいい。」「くらしをよりよくするための住民運動をして、世の中へ発信すればいい。」などの新たな考えが出された。

最後に、「様々な立場の人に寄り添い、考えを交流しながら自分たちの社会の在り方について考え、行動していくことが、これからの社会を担うきみたちに必要なことである」ということをおさえ、本時を終えた。

単元終了後に子ども達がノートに記述したふり返りは次の通りである。

- ・自分と違う意見の人の気持ちを理解することを学んだ。
- ・相手の立場に立って考えることも大切だということに気づいた。
- ・いろいろな立場の人の意見を聞いて、物事を進めていかなければならない。
- ・賛成派、反対派、どちらも正しい意見だと思った。
- ・このような社会問題は、国民全体（一人一人が）が考えることが必要だ。
- ・必ず自分の考えが通るとは限らないことを学んだ。このことを知れたのは大人になっても役立つと思う。
- ・自分の考えが通らないときでも、決まったことに対して、自分はどうしていくのかを考えることが必要だと思う。
- ・この先、もしこんなことがあったら、両方が納得できるような案について話し合い、提案したい。
- ・賛成派、反対派どちらも100%納得できる案を考えるのは難しい。妥協点を見つけることも必要だと思う。

### (6) 成果 (○) と課題 (●)

- 賛成派、反対派、双方の立場に寄り添って考えることができた。
- 解決が困難な問題について、新たな解決策を考えたり、行動を起こしたりすることの必要性に気づくことができた。
- 裁判所が下した判決理由について、子ども達になりに考えることができたが、子ども達が客観的に理解できるような資料を提示することができなかつたため、予想のレベルに留まってしまった。
- 鞆の浦埋め立て架橋計画問題において、裁判が果たした役割について十分におさえられなかつた。

## 3. 実践事例2

### (1) 単元名

自由権～公共の福祉の視点からよりよい社会の構築を考える～(第9学年)

### (2) 単元について

法教育では法に関する知識、とりわけ憲法や法の基本原理を理解させるとともに、それを活用できる力を養いつつ、国民として自由で公正な社会の運営に参加できるようにしなければならない<sup>5)</sup>。特に喫緊の課題として、「2025年間



題」が挙げられる。約 650 万人いる「団塊の世代」(1947 年～49 年生まれ)がすべて 75 歳以上になり、特に都市部で医療・介護の提供体制が追いつかなくなる問題である<sup>6)</sup>。生徒たちは、昨年 12 月に、財務省主催の財政教育プログラムにおいて、自分の理想の社会に近づけるために、国の来年度予算を編成するという授業を行った。本単元は、上記プログラムを踏まえた上で、特に自由権の経済活動の自由並びに人権の制約に関する事例を取り上げて、読み取った事実をもとに、自ら判断し表現していく法的経験の場を与えていくものである。

### (3) 単元の目標

○公共の福祉による人権の制約は、どの程度まで許されるのか、自由権の中の経済活動の自由に関する具体的な事例を通して考え、表現することができるようにする。

○基本的人権を公共の福祉の観点から考えることにより、国民の権利や義務について公正に判断し、安全で安心できる社会を構築するために、意欲的に追究することができるようにする。

### (4) 授業の実際

授業は、全 2 時間とする。平成 29 年 2 月に、9 年生 2 クラスで実施した。授業の概要と生徒の記述を記載する。

- (1) 自由権 (営業の自由) . . . . . 1 時間
- (2) 自由権 (経済活動の自由と公共の福祉)  
. . . . . 1 時間

\* (1) では、具体的な裁判事例として「薬事法違憲判決」(2) では、日本の社会保障に関して、特に医療資源の偏在の問題を扱い、(1) と関連させながら考えることのできる事例を作成し、実施した。

#### 【(1)「自由権 (営業の自由)」について】

##### 〔学習課題〕

自由権の経済活動の自由について、薬事法違憲判決<sup>7)</sup>の被告側と原告側の意見のどちらに同意できるのか理由を挙げて考えるとともに、公共の福祉にも視点をあてながら、法的な思考・判断をすることができるようにする。

##### 〔授業の概要〕

① 導入として、前時で学習した消費者の権利、企業の役割、市場経済の仕組み、価格の働きに関する内容を復習した。これらの内容は、本時の原告側、被告側の内容を理解することに繋が

るものである。次に、パワーポイントを使って本時で取り扱う事例の概要を確認した。

② その後、授業のワークシート (図 1) を配布した。資料やパワーポイントを使い、自由権の中の経済活動の自由について、憲法第 22 条をもとに説明した。教師・生徒間の双方向型の学習や小集団学習を展開した。この事例の争点を確認後、自分の率直な感想、意見をもとに、学習班で意見交流を行った。積極的に交流することができた。

③ 交流後、再度資料を読み、自分の考えを理由とともに整理した。分析の視点は、争点を事実をもとに理解し、判断することなので、資料から原告、被告の主張、憲法や特に薬事法、条例の内容をつかむ努力が重要となる。その後、両方の主張内容についてそれぞれの立場の生徒が発表し、全員で学習内容を把握した。

#### 【事例の概要】

株式会社 X は、昭和 38 年 6 月 25 日付けの書面をもって、Y (広島県知事) に対し、A 市の商店街に経営する店舗での医薬品の一般販売業の許可を申請したところ、Y は、昭和 39 年 1 月 27 日付けで不許可処分を下した。一般販売業の許可を求める X の事案には、薬局についての薬事法 6 条が準用されるが (26 条)、同条では、薬局等の構造設備や許可申請者の人的欠格事由にかかわる許可条件に加え (1 項)、申請と処分の間に行われた法改正により、薬局等の設置の場所が配置上適正であることが許可条件となり (2 項)、適正配置の具体的基準については、各都道府県条例に委任された (4 項)。Y が示した不許可の理由は、県条例 3 条が定める配置基準 (既存の薬局との間に最短距離で概ね 100m) との不適合であった。X は、薬事法および県条例の規定が憲法 22 条に違反すると主張し、処分の取消しを求めて出訴した。(最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁)

#### 【原告の主張】

薬局を開きたい。なぜならば薬事法の距離制限は、「公共の福祉に反しない限り、営業の自由がある」という憲法の規定に違反する。

#### 【被告の主張】

薬事法で薬局間の距離制限が決まっているので、100m 以内に別の薬局があると許可できない。薬事法による距離制限には、薬局の乱立による薬局同士の過度な競争を防ぎ、国民に不良医薬品が届くのを防ぐという目的がある。

\* 生徒へ配布したワークシートでは、株式会社 X は「広島

県の会社」，Yは「広島県」としている。また，この裁判は，三審まで争われ，途中法改正等もあり，内容が中学生には複雑な部分もあるので，生徒に提示する際は，一部内容を省略した。

薬事法については，以下の通りである。

**事例の中に出てくる薬事法について**

**・薬事法第26条**

①一般販売業の許可は，店舗ごとに，その店舗の所在地の都道府県知事が与える。

②前項の許可については，(薬事法)第6条を準用する。

**・薬事法第6条**

①略

②前項各号に規定する場合のほか，その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合に，前条第1項の許可を与えないことができる。

③略

④第2項の配置の基準は，住民に対し適正な調剤の確保と医薬品の適正な供給を図ることができるように，都道府県知事が条例で定めるものとして，その制定に当たっては，人口，交通事情その他調剤及び医薬品の需要に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。

**・薬局等の設置の基準を定める条例3条の基準**

既設薬局等の設置場所からおおむね100m

④ 生徒の主張は，原告側の立場の場合，憲法の最高法規性，憲法第22条における公共の福祉のとらえ方（公共の福祉のとらえ方について被告側の主張に説得力を見出せないことを含む），が挙げられた。これらの主張には，「この事例の場合における公共の福祉とは具体的に何をさしているのか」と発問した。

被告側の立場の場合は，公共の福祉と関連させて，不良医薬品の被害可能性があること，既存の法律への信頼性，つまり今ある法律に問題性を見いださないこと（手続きを踏んで成立した法律に間違いはない），地方自治体ほどの程度の意思決定権があるのか，などが挙げられた。これらの主張には，「公共の福祉の観点から，本当に不良医薬品が出回ったのか，あるいは出回る可能性はあるのか」，「既存の法律はすべて正しいと言えるのか」，「地方自治は確かに重要であるが，憲法と条例の関係はどのようになっているのか」と発問した。生徒たちは，それぞれの立場から，再度資料に当たりながら，「不良医薬品ってそんなに回るものなのか」，「不良医薬品が出回る可能性をどのように判断すればいいのか」，「憲法第98条を読む限り，条例に違憲の可能性があれば改善しなければならない」，「憲法第13条の個人の尊重，幸福追求が保障されている事を考えれば，よほどのことがない限り人権は認められるべきだ」など，問いに対する自分の考えを述べた。「既存の法律はすべて正しいと言えるのか」については，生徒の発言から，「人々はなぜ国家の法令に従わねばならないのか」，という問いにつながっていった。このことについては，世の中には，どれでもよいが，とにかくどれかに決まってくれなければ困る事柄がたくさんある。どれが正しいのかより，とにかく決まっていることの方が大事で，国家はこのような調整を必要とする問題をより効果的に解決する立場にあるのだから，国家が法令によって特定の選択肢を指定すれば，大多数の人々は，各自の利益を理由に，その法令に従うのは決して間違いではない<sup>8)</sup>と説明した。また，地方自治に関する問いについては，憲法と条例の説明をするとともに，より具体的に2000年4月に施行された改正地方自治法に基づき設けられた法定受託事務が，地方分権の流れの中で，国と自治体が対等となり，受託する側にも一定の裁量権が生まれたと言われる反面，実際にはそこまでの裁量権は機能していないのが現状であることに触れ，地方分権の道のりは険しいという補足説明も行った。なお，憲法の最高法規性については，内容が難しいため，教師が説明を行った<sup>9)</sup>。生徒の記述は以下の通りである。

9年社会：公民

**自由権 (1)** ～自由生きる権利～

**【解法てびょうし】**

1975年に判決が出た事例です。次の「広島県の主張」と「広島県の主張」の2つの主張をよく読んで、どちらの主張に同意できますか。理由とともに答えなさい。

**憲法第22条（居住・移住・職業選択の自由）**  
 ①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移住及び職業選択の自由を有する。（憲法の自由もふくむ）

**【広島県の会社の主張】**

薬局を開きたい。なぜならば薬事法の距離制限は、「公共の福祉に反しない限り、営業の自由がある」という憲法の規定に違反する。

**【広島県の主張】**

薬事法で薬局間の距離制限が決まっているので、100m以内に別の薬局があると許可できません。薬事法による距離制限には、薬局の乱立による薬局同士の過度な競争を防ぎ、国民に不良医薬品が届くのを防ぐという目的があります。

(参考資料)

**薬事法第26条**  
 ①一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。  
 ②前項の許可については、(薬事法)第6条を準用する。

**薬事法第6条**  
 ①略  
 ②前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合には、前条第1項の許可を与えないことができる。  
 ③略  
 ④第2項の配置の基準は、住民に対し適正な調剤の確保と医薬品の適正な供給を図ることができるように、都道府県知事が条例で定めるものとして、その制定に当たっては、人口、交通事情その他調剤及び医薬品の需要に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。  
 薬局等の設置の基準を定める条例3条の基準  
 既設薬局等の設置場所からおおむね100m

(1) 私の考え

**広島県の会社の主張**

(2) (1) のように考えた理由を書いてください。

会社の主張における「公共の福祉に反しない限り自由」というのは正しいと  
 思った。そもそも薬局が近くにあって過度な競争が行われ不良品が  
 回るといつか止まらずで営業自由を損なってしまう。何と  
 公共の福祉に反したという事実はないので、県の主張には首肯しか  
 ないから。

(3) 今回の事例から、よりよい社会になるためには、どうすればいいのか(何が必要なのか)あなたの考  
 えを書きなさい。

薬事法の改正 せめてなんらかの不測の事態を考慮することもある  
 ため、それと公共の福祉とのポイントからみて許されるかを  
 しっかりと見極めなければならない。

図 1 生徒のワークシート

### 【生徒の判断した結果】（該当生徒数は、70名）

広島県の会社の主張に同意した生徒が25人、広島県の主張に同意した生徒が45人であった。

#### （広島県の会社の主張を採用した主な理由）

・広島県の主張とは逆に、薬局同士の競争が起きれば、サービス向上に努めるようになり、むしろ質を高めようとするのではないか。不良薬品を作るとは限らないから。  
・不良薬品を作るのは製薬会社で、販売会社に責任はない。不良薬品を作らないように監視するのは国の役割である。  
・県は薬局同士の過度な競争で不良医薬品が届くと言っているけどそれは推測であって、憲法は国の最高法規だからこの場合は営業の自由を守るべきだ。

・薬局だけにこういった距離制限をとるのはおかしいから。⇒（他の裁判例に関連づけることができる内容である）

#### （広島県の主張を採用した主な理由）

・不良薬品が出回ってしまうと、住民に被害が出てしまい、公共の福祉つまり全体の利益が損なわれてしまうから。  
・もし悪質な薬が国民に届いてしまうと、国民の自由権や生存権をおびやかすことになる。起こってからでは遅いと思うから。  
・条例なので広島県がそう判断したからには理由があるからだと思う、地域で決定したことなので、守るべきである。  
・薬事法第6条には、配置の基準は住民に対し適正な調剤の確保と医薬品の適正な供給を図ることができるようにと詳しく決められており、憲法第22条の公共の福祉の内容を示しているから。

#### 【よりよい社会になるためには、どうすれば良いのか（何が必要なのか）】

・時代とともに状況が変化するので、新しく様々な場合に対応できるような法律にかえていく必要がある。

・地方自治が大切だと言われており、条例は身近なものだから、最高法規が憲法だからという理由で簡単にかえられるものにはなっていない。

・公共の福祉を考えるためには、様々な角度から物事を見定める必要がある。公正かつ効率のよい見方が必要で、判断力を身につけるべきだ。

・そもそも人に悪いことをしようという考えがなければ良いのであって、一人ひとりが社会のためにどうするべきか考えることが大切だと思う。

・もしも～だったらと不測の事態を考えることも大切だが、それと「公共の福祉」のボーダーがどこまで許されるのかをしっかりと見極めなければならない。

・たくさんの権利のぶつかり合いがある中で、どちらが大切かよく考えること。お互いの立場に立って公平に考えることがまず必要である。

・国民の自由を認めながらも、ある程度の規則が必要だと

思う。国民が被害にあってからでは遅いから。しかし被害を防ぐような決まりが多すぎてもいけないので、慎重にルールを決めなければならない。

発表内容を全員で共有した後、実際の裁判の判決を確認した。生徒の結論に至る過程と、実際の裁判の結果を比較することで、自らの判断とその判断理由を振り返ることができる。また、実際の裁判において法的判断がどのような理由で下されるのかを知ることができる。生徒も裁判の判決には大変興味を示した。最高裁は、多くの生徒とは反対の、原告側勝訴の判決を下した。残念がる生徒がいる中で、生徒に、「なぜ、最高裁は、多くの生徒が支持した広島県側の主張を採用しなかったのか」と発問した。「最高裁は、私たちと公共の福祉の考え方が違う」と多くの生徒が答えた。ここで再度、原告・被告の主張、生徒の主張に生徒の目が向いた。「どう違うのか」を理解することが重要なので、生徒の意見の中にも考え方の方向性を示すもの（斜字体）があったので、最高裁の判決理由と関連させて、判決の中の「薬事法による距離制限は、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制であったのか」と問い返した。広島県の主張を採用した生徒は、この「目的」を公共の福祉に合致するものとしてとらえた記述が多く、会社の主張を採用した生徒は、「目的」は理解しつつも、「手段」に疑問を抱いている記述が多かったからである。その後、次の2点を説明した<sup>10)</sup>。

①合憲性の判断は、目的と手段に即して審査する。事例における、国民の生命及び健康に対する危険の防止は、正当な目的である。

②問題は手段である。手段の合理性の検討が必要である。目的を達成するために距離制限という手段を選択したのは、距離制限をしなければ、競争が激化し、経営が不安定になる業者が現れ、そのような業者が違法な行為を行い、国民の生命・健康に対する危険が生じるという論理に基づいていた。しかし、この論理は、「単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたい」とされた。

生徒たちは、本事例を通して、法的価値観や感覚の習得に近づけたのではないだろうか。最後に、この判決後の動きを違憲立法審査と関連させて説明した。各判決、判決後の動きは以下の通りである。







### (生徒への問い)

①日本国民で、納税の義務を果たしているにもかかわらず、住む地域によって医療に差が出ることは不合理である。にもかかわらず、依然として医師の地理的偏在を解消するにはいたっていない。そこで、公共の福祉の観点から、医師の居住及び職業選択の自由を制限し、国もしくは地方公共団体が医師の配置を決定することは是か非か。下の憲法の条文(図3参照)を参考にして、理由とともにあなたの考えを書きなさい。

②医師の地理的偏在を解消するための方法を、具体的に提案してください。

③生徒は、自分の考えをワークシート(図3)に記述し、問いに対する是非をその理由とともに発表し、全員で意見を共有した。最後に、医師の地理的偏在を解消するための方法の提案を行った。生徒の記述内容は、以下の通りである。

#### 【生徒の判断した結果】(該当生徒数は、73名)

医師の居住及び職業選択の自由を制限し、国もしくは地方公共団体が医師の配置を決定することに賛成した生徒が45人、反対した生徒が28人であった。

#### (賛成した主な理由)

- ・国民には生存権が認められており、国が生活部面について増進に努めなければならないから。地理的偏在により国民同士の対立や格差が生まれ、行政が上手くいかなくなるから。
- ・私の住んでいる所は近くに内科はあるけど、眼科や歯科とかほとんどないので学校帰りとか、時には2、3時間かかることもある。同じように保険料を払っているのに不平等である。
- ・医師は病気の患者を診てそれを治すのが仕事である。国や地方公共団体が医師の配置を決めた方が、多くの国民の生命を守ることにつながる。医療サービスの差はあってはならない。
- ・地方や地域によって医療の充実度が違うということは平等権の観点からも間違っている。
- ・今まで職業選択の自由が認められていたのに、このような偏在が起こるので、税金を納めている人の生存権や憲法13条を保障するためにも、国が公共の福祉の観点からきちんとした制度をつくる必要がある。
- ・医療の仕事には公共性が求められる。主権者である国民の生存権や自由を脅かすことが起これば、国民が政治に参加できなくなり国民主権がはたせなくなるから。
- ・医療は国民共有の財産である。国が医師の配置を決定することは妥当である。ただし一方的に決定するのではなく、医師の意見も聞くべきだと思う。

#### (反対した主な理由)

・医師も一人の人間なので、自由を制限してはいけない。医師にも住民にもどちらにもメリットがあるように国や地方公共団体が納得のいく制度を考えればよい。

・医師の居住が制限されれば、仕事以外の場面で選択肢をなくしてしまう。例えば結婚や親の介護、レジャーなど。これは公共の福祉では片付けられないことだ。個人の人生を国が決めるのはおかしい。

・やりたくない事を無理矢理やったりすると、仕事がいい加減になってしまうかもしれない。

・医師の選択を制限すると、医師という職業のイメージが悪くなり、医者になる人が減り、結果的に全体の不利益になるから。

#### (医師の地理的偏在を解消するための方法)

・日本の人口の偏りなくし、地域の活性化を行うことが先決だと思う。

・情報や技術を活用して、地域の医療レベルの差を解消していく。

・医師の足りない地域へ行く場合は、住居や交通費などできるだけ補助をしっかりとする。

・医学部の定員を、地域の人口に見合った数にして、地域で活躍してくれる医師を育てる。

・地方に行ってもよいという医師を集め、必要な所に定期的に配置する。そして援助もしっかりとする。

・派遣医師という最初から派遣を前提とした医師を育てる。低学費で高給料にして医療技術の高い人材を育てる。

・国が地方に拠点病院を作り、そこを中心にネットワークで結び在宅医療を充実させ、日本全体の医療のレベルをそろえるようにする。

・例え地方でも、そこが住みやすく働きやすい環境であれば、医師も定着すると思う。

・人口に対する医師数を定め、地域ごとに医師の採用を行う。地方に勤務するときは給料を増やすなどする。

④本時に学習内容は、前時を参考に合憲性の判断をすることになる。つまり「目的は正当であるか」、「手段の合理性、必要性は妥当か」という発問とともに、公共の福祉の内容については、社会権の保障に関わる内容で、その結果自由権を制約することになるので、必要な限度の規制を認める公共の福祉として考えることになる。その際に、当該人権を制約するための説得力のある正当化理由の個別的・具体的な検討が必要となる<sup>13)</sup>。生徒のワークシートの記述から、事例を通して、公共の福祉を多角的な視点からとらえることはできたと考える。本単元で、二つの事案を取り上げた理由は、生徒が、様々な資料を読み取り、憲法の条文と照らし合わせて、それぞれの主張を比較考量し、事例の本質に接

近させることにある。

#### 4. 成果と課題

社会科の授業を通して思考力・判断力を深めていくためには、その事象に対して、興味・関心を持たせる工夫がまず必要であり、事象の因果関係の理解にも努める必要がある。薬事法違憲判決に関する学習は、既存の知識を使い、考え、判断しながら、目の前の事象を分析的に捉えることができる内容であった。また、医療資源の偏在を考える学習は、人権をどこまで制約できるのか、健全な財政とどのように折り合いをつけて解決するのか、容易に解決することはできないが、その解決に向けて、公共の福祉のとらえ方や、読み取った事実をもとに、自ら判断し、結論を導き出すことに繋がる内容であった。小中一貫型社会科学習の開発・実践を系統立てて行うにあたり、法教育の目的に沿って、実施することができたことは意義あることだと考える。

課題としては、法の基礎にある考え方を理解し、社会に生起する多様で具体的な問題を、児童・生徒自らが解決していきたいと感じることのできる授業を開発し、継続して実践していくことである。引き続き課題を克服しつつ、リーガルリテラシーを有する児童・生徒を育成していくための小中一貫型社会科学習の開発並びに授業実践を進め、より効果的な小中連携ができるようにしていきたい。

#### 註および引用（参考）文献

- 1) 関東弁護士会連合会（2011）『これからの法教育』、現代人文社、pp. 37-38.
- 2) 前掲書 1) pp. 46-50を参照.
- 3) 前掲書 1) pp. 45を参照.
- 4) 前掲書 1) pp. 46-50を参照.
- 5) 東京大学法科大学院・出張教室（2008）『ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』、商事法務、pp. 6を参照.
- 6) 朝日新聞迫る2025ショック取材班（2016）『日本で老いて死ぬということ』、朝日新聞出版、pp. 1-3. 「介護費16年で3倍に」平成29年2月18日付読売新聞を参照.
- 7) 最高裁の薬事法違憲判決は、薬局の距離制限につき、「規制目的を達成するために必要かつ合理的かどうか、また、より緩やかな規制では目的を十分に達成できないかどうか」とする基準によってこれを違憲と判断した。浦部法穂（2016）『憲法学教室第3版』、日本評論社、pp. 101-102.

櫻井智章（2016）『判例で読む憲法』、北樹出版、pp. 135-149を参照.

8) 長谷部恭男（2014）『憲法第6版』、新世社、pp. 104-106を参照.

9) 憲法 98 条 1 項は、日本国憲法を「国の最高法規」とし、「その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為」は「その効力を有しない」と定める。ここに言う最高法規とは、形式的効力において最高の法という意味である。通常は、96 条の定める改正手続きの硬性と 81 条が明定する違憲審査制とが最高法規性を制度面で裏付けているとされる。前掲書 8) pp. 25 を参照. また、芦部信喜（2013）『憲法第五版』、岩波書店、pp. 11-13, pp. 366-381 にも詳しく書かれている。

10) 前掲書 7) 櫻井、pp. 142-143 を参照.

11) 「小児救急態勢づくり岐路」平成29年2月22日付中国新聞. 「航空機の患者搬送支援」平成29年1月29日付中国新聞を参照.

12) 岩渕豊（2015）『日本の医療 その仕組みと新たな展開』、中央法規、pp. 13-30. 筒井富美（2017）『医者の子方』、光文社新書、pp. 21-31. 尾身茂「医師の地域偏在解消へ議論」平成28年7月12日付読売新聞. 「医師の偏在解消地域で差」平成28年11月18日付読売新聞を参照.

13) 人権相互間に生じる矛盾・衝突の調整をはかるための実質的公平の原理が、「公共の福祉」に他ならないとされる。この制約原理は、過去の判例などから、自由権を各人に公平に保障するための制約としては、必要最小限度の制約のみを認める自由国家的公共の福祉として、社会権を保障するために自由権の制約として働くときには、必要な限度の規制を認める社会国家的公共の福祉として現れるが、このような意味での制約は、すべての人権に内在している。本単元の二つの事例のうち、薬事法違憲判決は自由国家的公共の福祉を、医療資源の偏在（医師の地理的偏在）を扱った事例は、社会国家的公共の福祉を考える契機となるものとして取り上げた。前掲書 8) pp. 100-102を参照。なお、「公共の福祉」論の課題にも触れておきたい。人権制約の問題として「公共の福祉」を論じる際には、「公共の福祉」は、人権制約の正当化根拠とはなりうるが、正当化理由とはならないということである。人権の制約の問題は、本来的に具体的・個別的な問題である。なぜなら、各人権の性質・内容・歴史的沿革は様々であり、各人権に対する規制も特定の社会的・政治的状況のなかで課せられるからである。それゆえ、それぞれの人権制約の正当化理由は、必然的に当該人権を制約するための説得力のある正当化理由の個別的・具体的な検討が重要となる。青柳幸一（2008）「人権と公共の福祉」『ジュリスト増刊憲法の争点』、有斐閣、pp. 69を参照。

# 要 約

## 国際的な資質を育成する小中一貫型社会科学習（2）

—リーガルリテラシーの視点から—

本研究を実践することで、他者の異なる意見に耳を傾け、具体的な根拠を挙げて議論できるようになり、同時に自由や平等、公正といった基本的価値に留意しつつ、関連する法制度や具体的な問題を理解・評価できるようになると考える。本研究は、小中それぞれの授業実践を通して、社会生活の中で生じる様々な考え方の違いをどのように調整することで、よりよい社会を形成することができるのか、事実に基づき、憲法や法律も参考にしつつ、効率・公正の視点から考えさせるものである。この経験は、グローバル社会の中でも希望を持って生き抜くことのできる国際的な資質を育成する上で求められるリーガルリテラシーの視点から見ても、意義あることだと考える。成果としては、具体的な事象を通して考えることで、事実をつかみ、他の意見も考慮に入れながら思考・判断することで、自分の考えを構築し、より望ましい市民社会を形成していくことの重要性を理解することができた。今後は、実践の更なる積み重ねを通じて、児童・生徒がより効果的にリーガルマインドを育てることのできるカリキュラム開発を行っていきたい。

## Social studies in elementary and junior high consistency type to foster international qualities (2)

—The point of view of legal literacy—

Through this research, we can listen to different opinion of others and discuss them with specific grounds to discuss basic values such as freedom, equality, fairness and related legal systems and specific problems it will be able to understand and evaluate. This research, through the practice of elementary and junior high school classes, by adjusting the differences in various ways of thinking arising in social life, it is possible to create a better society by referring to the Constitution and the law, It makes us think from a fair perspective. This experience is also significant from the viewpoint of legal literacy required for nurturing international qualities. As a result, the importance of forming a more desirable civil society by grasping facts by thinking through concrete events, building thoughts while considering and judging while considering the opinions of others, I was able to understand.